

## 民生福祉常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和7年12月10日(水) 午前9時58分から正午まで  
2 場 所 第2委員会室  
3 出席委員 星野委員長、大東副委員長、今成、山宮、高柳、野村 各委員  
4 傍聴者 なし  
5 説明者 根岸市民部長、田村市民協働課長  
北澤健康福祉部長、安原社会福祉課長、阿部こども課長  
6 事務局 武井事務局長、生方議事係長  
7 議事  
(1)議案審査

議案第78号 沼田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- (2) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明  
(3) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明  
(4) 市民部及び健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換  
(5) 今後の日程について  
(6) その他

### 8 会議の概要

- (1)議案審査

議案第78号 沼田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○委員長 それでは、次第（1）付託議案審査に入る。

去る、12月2日の本会議において、本委員会に議案第78号「沼田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」が付託された。

当局より説明願う。こども課長。

(阿部こども課長 説明)

○こども課長 議案第78号「沼田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定について、説明申し上げる。

乳児等通園支援事業については、保育所等を利用してない6か月から満3歳未満の子供が、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労条件を問わず、時間単位で柔軟に保育所等を利用できる事業で令和8年度から全自治体で実施することとなっている。

今回の条例制定は、児童福祉法第34条の16の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものであり、その内容については、国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に従い定めたものとなっている。条例の施行日については、児童福祉法の改正及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の内閣府令が、令和7年4月1日から既に施行されているので、公布の日から施行したいと考えている。

説明は以上である。

○委員長 説明が終わった。質疑を行う。質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 この乳児等通園支援事業が順調に機能しているかどうかを公表するという項目があると思うが、その公表というのは実際はどのように公表するのかお聞きしたい。

○こども課長 乳児等通園支援事業については、沼田市の子ども・子育て支援事業計画に載っている事業になるので、子ども・子育て会議の中で委員さんに御報告することで公表させていただきたいと考えている。

○高柳委員 この条例で特別に市民向けに何か出すとか、そういう話ではなく、議会を通じて公表するということで理解していいか。

○こども課長 子ども・子育て会議の議事録については、市ホームページに掲載して市民の方に周知をさせていただいている。

○委員長 ほかに。今成委員。

○今成委員 市民へ事前説明会などを聞く予定はあるか。

○こども課長 市民の方への事前説明ということであるが、今回の条例制定については事業者の方がこの事業を行うに当たり、基準となる運営基準、設備基準を示したものになるので、事業者の方には周知をさせていただく予定はある。実際に乳児等通園支援事業が開始されるようになったら、市民の方にはもちろんこの制度についての周知はさせていただく予定になっている。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 第5条の5になるが、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならないとある。こども誰でも通園制度については、今使っている保育園の施設をそのまま使うということになっていると思うが、こういうふうに規定をされるということは、新たに何か設備を設けなくてはならないということになるのか。あと職員の研修についても触れられているが、通常の保育園でも研修等はされているが、新たに制度のために研修をするということになるのか、教えていただければと思う。

○こども課長 新たに設備等を整えなければならないのかという点であるが、副委員長から話があったように、既存の保育施設等で実施する場合には、そちらの施設と一緒に使うということは認められており、新たに設置する必要はない。ただ、この事業を行うに当たり、一般型という方式で事業を行う施設について、専用の施設を設けることも可能となっている。専用の施設を設ける場合には、子供1人当たりの広さの確保がされているかというところは確認させていただいて、事業の認可をしていくことになっている。それから職員の研修については、もちろん日々の保育士の研修も子供を預かる研修に兼ねているものではあるが、一時的に普段見ていないお子さんを預かるというところと、保育士でなくとも、群馬県で実施している子育て支援員の研修を受けた者も業務に当たることも可能ということになっているので、そういった県で行われているような研修を受けて事業に当たるということもあるかと思う。

○副委員長 分かった。6ヶ月から3歳未満の子供を預かるということで、そういった子供を対象とする保育園の施設には部屋の面積が決まっていると思うが、そこへ新たに短期間とはいえ、子供が入ってくる。そういった場合に人数に対して施設の面積が足りなくなる可能性があるのではないか。ある意味人気があるというか、例えば、ぬまた南保育園で

実施をされる予定だが、1か所だとそこへ集中をした場合、面積的に足りなくなるという気がするのだがそういう心配はないのか。

○こども課長 もちろん子供1人当たりの面積基準が決められていて、乳児等通園支援事業についても、保育園と同様な面積基準になっているので、その基準を超えてお子さんを受け入れることはできないことになっている。ぬまた南保育園で行うに当たり、施設の利用定員よりも多い人数は受け入れることはできないということになるので、その部屋の面積基準に即した人数での受け入れを行うということになる。今のところ、ぬまた南保育園は余裕型で実施していこうと考えている。余裕型というのは、現在の利用定員に満たない場合に、その満たない人数の枠の中で受け入れを行うという形になっているので、ぬまた南保育園の利用定員がいっぱいになってしまえば、それ以上の乳児等通園支援事業の申込みの受付は受けられないということになる。

○副委員長 分かった。私立保育園の園長さんたちとの話の中で、事業に手を挙げることに躊躇されている。それが一つには部屋の広さに応じて、今預かっている子以上に入ってくると、その部屋の面積が足りるかどうかということを心配されているところもあったが、結果として通常に保育園に通っている子供たちでいっぱいであれば、この制度が使えないということになるということでいいのか最後に確認させていただきたいのと、あとこども誰でも通園制度は、ある意味全国どこでも受け入れられるということになっているようなので、いつ増えるかどうかも分からず、もしやろうとしても現状の部屋よりも広く余裕を持ったものを用意しておかなくてはならない。保育園にとっては負担になるのではないか。定員がいっぱいになっていれば使えないということになっているわけであるから、この制度をつくっても意味がないのではという気がする。その辺についてはどのような対応をされるのか、聞かせていただければと思う。

○こども課長 乳児等通園支援事業は、先ほどの余裕型で行う以外に一般型というものもあり、一般型については、施設の事情にもよるが子供さんが少なくなって、部屋が空いているような施設については、そこを専用の施設として乳児等通園支援事業を行うことが可能となっている。そういった場合には、新たに定員を設定していただいて、その人数を、今いる保育園の定員にプラス、乳児等通園支援事業の定員を設定していただくので、その分余裕の定員で事業を行っていただくことが可能となっている。また、ぬまた南保育園の場合であると、そういった部屋が確保できないので、通常のクラスに入っていたいお子さんをお預かりするということが現状となっている。各施設利用定員に応じた面積の部屋を用意している状況であるので、利用定員に満たない場合には、その分余裕があるということでその中の受け入れを行うというのがぬまた南保育園方式でいけばそういった形を予定している。実際、定員に余裕がなければ、この事業をやっていくのがどうなのかという話もあったが、当年度の当初4月から、必ずしも利用定員がいっぱいになっているという園は、今のところないような状況もあるので、年度で考えれば最初については利用定員が空いている状況なので、そこをうまく活用して受入れが行えればいいと現状では考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ質疑を終了する。各委員の意見を伺う。副委員長。

○副委員長 在宅にいる子供に対する支援の一環としては、こういった制度を活用していくことは決して悪いことではないと思う。ただ利用するに当たって、利用したいという人が直接保育園に申込む、自分で探さなくてはならないという手間があつたり、またどこが空いているのか、どこが使えるのか探したりするという点では、やはり行政がここが使えますということを知らせていく、そういう情報を希望者の方に提供できるような市としての役割を果たしていくということとか、研修も日々保育をしながら受けるわけであるから、事業が始まったときに新たな研修も当然されることになるとは思うが、保育士の確保が進んでいかない中で、保育園や保育士の負担にならないように市としても考えていく必要があると思う。この制度が保育園の新たな負担、保育士の方々の過重負担にならないような、そういう制度として円滑に運営されるよう行政もしっかりと関わって一緒になって取り組んでいくということは必要ではないかと思う。冒頭申ししたように、在宅の子供たちへの支援としては、こういう制度は決して悪いことではないと思うので私は可決すべきものだと思う。

○委員長 次に、高柳委員。

○高柳委員 私立保育園長さんとの話も含めると、ここに書いてある理念と現実に乖離が大きすぎる。かといって条例をつくらなければ、これが実施できないということで可とすべきものということで、私もお願いしたい。この最低基準の目的というところから、4項目ぐらい最低基準というのが設けられている。この最低基準というのは、預けたお子さんのことについて書いてあるが、副委員長と同じで、この最低基準を守るには人員配置がきちっとたわれないとい、この目的が達成されない。虐待についても書いてあった。過日、保育園のほとんどの先生が虐待していたというニュースも出てきている。これは全て労働条件のせいだとは申し上げないが、労働条件と園児さんの質の向上というものは表裏一体だと思っているので、市もこの安全基準の向上というところに注目をしながら関わっていっていただきたいということを申し上げ、可決すべきものとする。

○委員長 次に、山宮委員。

○山宮委員 基本的にはいいと思うが、やはり先ほどから話があるように、保育士の関係の課題であるとか、システムが上手く機能するのか、申請されて認可をするまでスムーズにいくのかが不安が残るところである。こども家庭庁のシステムを見る限り、これをどのぐらいの期間でできるか、認定、面談、予約、利用、請求とあり、これがどのぐらいのレスポンスができるのか不安であるが、デジタルの時代であるからスマホだとかパソコンとかタブレットで申請できるようだが、そこに関しても申請されて市町村の審査基準とかも不安が残るところもある。その辺が利用していくいろいろ上手く機能するように改善を期待しつつ、可決すべきものということでお願いする。

○委員長 次に、今成委員。

○今成委員 私も可決ということであるが、やはり各委員が言ったように、保育士の人手不足であるとか、導入後にいろいろな問題が生じてくると想定されるので、利用申込みが想定を上回った場合の先着順であつたり、抽選なのか。あと例えば、ひとり親家庭とか医療的なケアが必要な児童の優先枠とかその辺の導入後に様々な問題は見込まれると思うが、事業自体はいい事業だと思うので可決すべきものということでお願いする。

○委員長 次に、野村委員。

○野村委員 私も先ほど、委員の皆さんから御意見があつたように、保育園の施設の整備や保育士さんの負担の問題、そういう課題はありそうだが、可決すべきものとさせていただきたいと思う。

○委員長 ただいまの意見は、可決すべきものが5名である。全会一致で可決すべきものであるので、本委員会として可決すべきものと決したいと思う。よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、議案第78号の審査を終了する。また審査結果についての委員長報告は後ほど確認する。

## (2) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第(2)健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。  
社会福祉課の所管に係る事項について説明願う。社会福祉課長。

(安原社会福祉課長 説明)

### ア 社会福祉課

#### ・調査事項

##### 1 重層的支援体制整備事業について

○社会福祉課長 調査事項1「重層的支援体制整備事業について」説明申し上げる。

資料の1ページを御覧いただきたい。そちらに重層的支援体制整備事業の資料を掲載させていただいたが、説明文の中段を御覧いただきたい。社会を取り巻く問題の複雑化複合化に取り組むため、地域には多様な機関があるが高齢、障害者、子供、生活困窮、それぞれの分野で既に構築されたネットワークがあり、それらの連携により問題の解決を円滑に進めることを目的として、この重層的支援体制整備事業というものが創設されている。本市の現状とすると、資料の2ページを御覧いただきたい。当初国で示されていたイメージとすると、重層的支援会議、こういう協議体を設けて、そこにコーディネーターを配置して各分野の相談事、他分野にまたがるようなものを調整してここの会議で解決していくこうという流れで事業が組み立てられていた。本市としても、当初は必須事業になるのではないかという話もあり、準備を進めていたところではあるが、その後いろいろな説明会、研修会に参加させていただいているうちに、単純にこの協議体をつくって、そこで審査すればいいというものではないということが分かり、必須の事業が13個あるが、その事業を全部実施しないと重層的支援体制整備事業には合致しないということで、この事業が実施することができないということも分かってきて、府内で各担当レベルで実際に13事業ができるのかと協議を重ねてきた。実際には今行っているそれぞれの課の相談事業がこの13事業にほとんど該当するということも分かり、事業自体も実施は可能ではあった。資料の3ページを御覧いただきたい。こちらは内部的な話になって申し訳ないが、予算の流れになる。国では一番左にある高齢とか障害とかの各分野の今までの交付金、補助金及び負担金そういうもので概算を出して、この重層的支援体制整備事業交付金という形で一括して各自治

体にお金が来るようになっている。この交付金の中では、各分野にとらわれず自由に使えるということで、なんとなくメリットもあるような感じに捉えていたが、これもまた説明会等で確認をしたところ、精算はそれぞれ事業ごとにしなければいけないということもあり、自由に使って一括で精算ができるわけではないという、今までの事業と何ら変わらない形だということも分かってきた。また補助率についても何かメリットがあるのかということで確認すると既存の補助率、負担金の率から全然変わっていないということもあり、なかなかこれを使ってやるというメリットも見いだせなかつた状況である。また1ページに戻っていただきたいが、直近の説明会の資料であるが、上段の説明文のところで、重層的支援体制整備事業は、元々市町村が実践している包括的な支援体制の整備におけるメニューの一部であり、重層的支援体制整備事業でなければ実施できないことはないという説明にだんだん変わってきて、実際にこの事業を使っている自治体というのも全国でも少ない状況で、この説明会のときに、国の担当者の方もこの重層的の事業をどうしても使わなければいけないというものではないとだんだんそういう傾向に国も変わってきていた。最初に想定していた、先ほどの2ページの重層的支援会議を設けて、そこで一括で窓口として、困り事を受け付けようというのは、その下の1ページ目の下の図の右上の図になるが、垣根を全て取り払った場合は現場が混乱してしまう。やはりそれぞれの分野でそれぞれの持ち味があるのでそこを生かせなくなるのではないかという懸念もあり、沼田市としては、今現在の各分野での相談事業は、その図の右下の状態、垣根は低くしつつ、横の連携をとって、どこかで相談事があり、他の部署でやるようなものがあれば、つないだり一緒に対応したりということが取れていたので、この重層的の事業を使わずに今の事業の横の連携を強化していくことになり、現在では重層的支援体制整備事業については行わないということで、横の連携の強化ということで進んでいる状況である。

説明は以上である。

○委員長 説明が終わった。

調査事項1 「重層的支援体制整備事業について」質疑を行う。質疑はあるか。高柳委員。  
○高柳委員 私が調査を依頼した。よく整理して説明いただいてありがたい。2年ほど前に一般質問をさせてもらって、この資料でいうと3ページの右下の地域づくり事業、高齢と書いてあり、括弧があって、右側の生活支援体制整備事業というのがある。こことの整合性で聞いた。これがお互いさまのまちづくりといって、1施設に50万円入って、そこの支援員さんが地域課題について話し合いましょうとなったわけである。だが課題は高齢者だけではない。高齢者ではなくて、マップ作りや防災が出てきて問題があるのでこれは現実的には無理になり、風通しをよくして、個別の事業でないと行政体というのは上手くいかないということが分かったということだと思っている。前は介護高齢課がやっていて、今は多分、市民協働課の地域づくりのところが、それもひっくるめて、地域づくりを行っているので、交通整理というか、主導権争いみたいなことになってしまふと困るが、本当に市民協働課のほうだって一番メインの仕事を今、櫻井先生なり、下町で今度できましたということに、よい意味で変容しているのならいいが、区別がついていくなくて、質問するほうもどこに聞いていいか分からない気がするので、改めて資料を出していただいたのでありがたいと思っているが、各課とのやりとりは、実際この図に照らし合させたとき

に、今スムーズにいっているのかお伺いしたい。

○社会福祉課長 各課との連携ということであるが、市民部に限らず、健康福祉部の中でも、何か問題があつて、困り事があるので、どうもそこの部署だけでは対応できないということになれば、まずは社会福祉課へ話が来て、社会福祉課では生活困窮者の自立相談支援事業が基本的には困り事全般の事業になっているので、まず対応できるかどうか、そういう形になっている。実際に市民協働課で多いのは債務の関係で消費生活センターから連絡が来たり、税のほうから滞納者の関係で生活困窮ではないかということできたり、いろいろなそういう相談事が来てお互いに協力しながらやっていたり、引き継いで社会福祉課でやっていたりと横のつながりというのは常に職員間で意識されていて、できている状況だと思っている。先ほどの地域づくりという面に関しても、地域の中でその地域の課題について出していただいて、地域の中でいろいろ取り組んでいただいているものだと思っているが、その中で、その地域だけでは解決できないものがあれば、社会福祉課に関して言えば、民生委員さんがいるのでそういうところからもいろいろと情報はいただいているので、そういう面では横のつながりというのはできていると考えている。

○高柳委員 よく検討して、こういう形でやろうと中で整備を図ったという姿がよくうかがえる。市民協働課とも関連して聞いてもらったほうがいいと思うのが、地域づくりというのは、積極的に参加するのは自分がやりたいことをするので一生懸命である。個別の課題、高齢者、障害者、シングルマザーの方々の課題は個別の困り事である。地域づくりと一緒にすると、そこがずれてしまう。夢に向かって棚田造りをしましようは、やりたい人がするけど棚田造りは高齢者はできない。体にハンディを抱えている人はできない。課題が違うことをやっている。役に立つこともあるけれど、それはきっと面白い活動にはならないと思う。お年寄りの面倒を見ましょうというのは一部の人がいても、それが地域づくりであると、桜を植えるとか、棚田を整備するとかというのは面白いからやるが、困り事の相談は、やはり福祉のところがしっかり個別課題として受け止めて、地域づくりと別でやらないと、何か一緒になってこちらもどこに言えばいいのかみたいになっている。そのところは、細かく検討してくれているので、すっきりとさせていただいて、行政のほうでも対応していただけないと本当にありがたいと思う。何か課長の感想があればお伺いしたい。

○社会福祉課長 やはり高齢であるとかそういう意味の困り事というのは、地域づくりの中で解決しようということではなく、高齢者なら介護高齢課がまずは窓口になる、生活困窮であれば社会福祉課、シングルマザーであればこども課と、そういうところがまずは受皿になってそこから複合的に絡み合っている課題については、横の連携でというふうに私どもも考えているので、そういう面では福祉の分野で対応したいと思っている。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 正直言ってこの制度がよく分からない。今課長がおっしゃったように、それぞれの課が連携すれば十分対応できる話で、わざわざこういう制度をつくらなくてもいいのではないかという個人的な感想があった。ただこういう重層的支援体制を確立することによって交付金が出るわけであるから、通常の社会福祉課、介護高齢課なりが高齢者や生活困窮者、また子育て支援などで対応しているといった事業に対する交付金なり補助金なりとは別に遜色はないという理解でいいのかどうか、その辺を教えていただければと思

う。

○社会福祉課長 交付金、補助金の関係であるが、先ほども申し上げたとおり、受皿としては1つで来る。それぞれの事業ごとの補助率が決まっていて、それを確認させていただいた。今実際に個別でやっている事業の補助率と何ら変わっていなかったので、トータルで来る金額というのは変わらないということになっている。

○副委員長 財政的にそういう支援が何ら変わらないのであれば、それぞれの担当課で対応していくことは決して悪いことではないと思う。ただ、やはりメインの窓口をどこにするかということは、私は明確にしたほうがいいと思う。だから、生活でいろいろなことで困っている対象の方は高齢者の方もいらっしゃるだろうし、先ほど課長もおっしゃっているシングルマザーの方に障害をお持ちの方、その人によって状況が違うわけであるが、やはりまずは社会福祉課に来ていただいてそこから、介護高齢課にこども課につなげていくというようなメインとなる窓口は明確にしながら、市民の方々にとにかくまずは社会福祉課に来てくれと、そこから相談して介護高齢課に、このほかに税金関係にというふうなことは私はしたほうがいいのではないかと思うが、現在の取組状況なり、考え方があれば教えていただければと思う。

○社会福祉課長 社会福祉課で年に2回広報で生活にお困りの方は相談くださいという記事を載せている。当然窓口は社会福祉課になっている。この重層的という名前でやっていないものであるからなかなか総合窓口だという認識には至っていないのかもしれないが、困り事は全てこちらで受けますよという意味合いで載せているつもりである。各分野でそれぞれ困り事があれば、その分野のところで相談はされるが、どこに行ったらいいか分からぬといいうものは、社会福祉課の生活困窮者自立相談支援事業の窓口が、まず窓口として受けられるような形では周知をしている。府内でどこか分からないということになれば、社会福祉課社会係がこの重層的の担当になっているので、府内から連絡が来て、どことも担当が分からないような案件があれば社会係で対応している状況になっているので、一応窓口としては社会福祉課という周知はしているところである。

○副委員長 分かった。どうしてもこういうことはいろいろな課にまたがることが多々あると思うが、基本的にはワンストップでサービスが受けられるように、やはりそれぞれの課が連携をしていく必要性があるのではないか。ワンストップでサービスが受けられるいろいろな情報を提供していただける、支援が受けられるようにしていくという体制をこれからもっと充実させていく必要性があるのではないか。今も、それで頑張っていただいているが、これからそういう方向に、それはこういう福祉関係だけではなくいろいろなサービスがそうだと思うが、1か所で総合的に対応できるそういう各課との連携や体制づくりというのは、私は必要ではないかと思うがそういったことについて府内で何らかの検討がされているのか。また課長としての考えがあれば聞かせていただければと思う。

○社会福祉課長 府内での検討は申し訳ないが今できていない状況であるが、個人の意見としては、ホームページでは、それぞれの分野のところで相談窓口というのがあり、相談というところの項目がうたってはある。そういうところにまとめてその上が社会福祉課の総合窓口と周知していかなければ、どこに行ったらいいのか分からないというのが減らせると思っており、その辺は見直していくように研究したいと考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で社会福祉課を終了する。

次に、こども課の所管に係る事項について説明願う。こども課長。

(阿部こども課長 説明)

イ こども課

・調査事項

- 1 子ども・子育て支援新制度について【人口減少対策】
- 2 婚活支援の現状について【人口減少対策】

○こども課長 調査事項1「子ども・子育て支援新制度について」説明する。4ページを御覧いただきたい。子ども・子育て支援新制度は、少子化や子育て家族の孤立化、待機児童対策などの社会的課題に対応するため、平成27年4月から施行された。新制度の内容としては、大きく3つあり、1つ目として、質の高い幼児期の学校教育保育の総合的な提供ということで、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ、認定こども園の普及促進を図るものである。2つ目として、保育の量的拡大確保、教育保育の質的改善ということで、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付、施設型給付及び小規模保育等への給付、地域型保育給付の創設により、保育の量的拡大を図るものである。3つ目として、地域の子ども・子育て支援の充実ということで、地域の実情に応じ、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業などの地域子ども・子育て支援事業の充実を図るものとなっている。

現状の子ども・子育て支援新制度の導入状況についてであるが、1つ目の認定こども園の普及促進については、私立の幼稚園全てが認定こども園に移行し、私立保育園1施設が認定こども園に移行しているので、現在認定こども園は4施設となっている。2つ目の保育の量的拡大確保として、新たに創設された地域型保育給付は、待機児童解消のため創設されたもので、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの事業があり、沼田市においては、利根保健生活協同組合が運営するどんぐり保育園1か所において、事業所内保育事業を実施している。3つ目の地域の子ども・子育て支援の充実については、新たに追加された利用者支援事業について、保育施設や地域の子育て支援の情報提供及び必要に応じた相談助言等が行えるよう、こども課に子育てコンシェルジュを配置し、また、令和7年度には、母子保健と児童福祉の両機能を一体的に運営し、包括的な相談支援を行う、こども家庭センターを設置している。

次に、調査事項2「婚活支援の現状について」説明する。こども課においては、若い世代の出会いを応援し、沼田を元気にするネットワークとして立ち上げた、ハッピープロジェクト運営委員会が中心となり、出会い系イベントや結婚応援セミナーを企画し、開催している。資料として、5ページに現在の運営委員会の委員名簿を付けさせていただいた。コロナ禍を経て、イベントへの申込者が減少し、特に女性の申込みが少なく、令和6年度については、結婚応援セミナーを2回開催し、出会い系イベントについては2回企画したが、開催に至らなかった。本年度については2月にイチゴ狩りをテーマとした出会い系イベントを企画し、開催に向けて準備を進めている。6ページの資料に、今年度実施する「いちご摘みコン」ということでチラシを付けさせていただいた。

説明は以上である。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「子ども・子育て支援新制度について」質疑を行う。質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 幼稚園と保育園や認定こども園で、結果として保育園はこども家庭庁が面倒を見て、幼稚園については、文部科学省が対応するということで、結局2つの省庁がそれぞれ対応していて、いろいろな制度が現状の制度の上にただ乗ってきているだけではないかという気がして、現場ではいろいろな人的な問題だとか負担だとかそういうことがどうしても発生しやすくなっているのではないか。一体的に現状が把握をされていない中でいろいろな政策がポンポンと出てきて、現場としてはいろいろな形で混乱をしているのではないかという気がするが、沼田市としては、幼稚園は教育委員会が対応しているが、やはりそういった子育て支援全般について教育委員会とこども課との連携、意思疎通、そういうことはどうされているのか。

○こども課長 こども課と教育委員会の連携についてであるが、もちろん先ほど社会福祉課の中でもあったとおり、何かケースが起きた場合には学校教育課等との連携を図りながら、もちろんケース会議を開催する中で学校教育課の指導主事の先生に入っていただき連携して実施をしている。

○副委員長 さっき言ったように保育園だとか幼稚園によって対応する省庁が違う。やはりトータル的に子育て支援を充実させていく、進めていくという事業展開なり施策を進めていく上で、一体となった子ども・子育て支援の取組というのが必要になってくるのではないか。今課長が答えたように何か問題なり課題が発生した場合は、一緒に対応するというのは十分承知はしているつもりなのだが、やはり幼稚園であろうが保育園であろうが認定こども園であろうがトータル的に子育て支援を進めていくというような政策的な取組だとか、検討とか、そういうことがされているのかどうか聞かせていただければと思う。

○健康福祉部長 制度的にはそういった形で、壁を完全に取り払ってやるのがいいのかどうかということを考えると、ある程度壁はありながらも壁を低くして、横の連携をしっかりとしていくという取組がよいのではないかと学校教育課と対応しているところである。幼保こ小連携事業という形で上手に連携することによって、子供たちが小学校に上がるときの接続が上手くいくような取組も進めている。それぞれの分野は維持しながらやっている。

○副委員長 分かった。どうしても国の省庁が2つに分かれているから、こども家庭庁をつくったときに何で一緒にしなかったのか個人的には不思議である。その分野分野ではそれぞれの取組をされてはいるのだが、トータル的に子育て支援にどう取り組んでいくのかというところでは、個人的にはよく分からない。もうそれぞれのところで任せているという感じがどうしても拭い去れない。沼田市としては、今部長がおっしゃったように、それぞれの担当がありながらも連携を密にしながら、やはりトータル的な子育て支援として取り組んでいく、餅は餅屋ではないが分野別で取組を進めながらトータル的に子育て支援の充実を図っていく。そういうふうに取り組んでいくということで理解してよろしいのかどうか、最後に確認だけさせていただければと思う。

○健康福祉部長 この課はこの課で勝手にやれということではなく、それぞれが連携し、総合的に沼田の子育てを支援する形で取り組んで行ければと思う。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、調査事項2「婚活支援の現状について」質疑を行う。質疑はあるか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上でこども課を終了する。

### (5) 今後の日程について

○委員長 次に、次第(5)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の説明のとおりでよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 事務局の提案のとおりとする。以上で健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明を終わる。

(健康福祉部 退室)

○委員長 休憩する。

(休憩 午前10時53分から午前10時59分まで)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。

### (3) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第(3)市民部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。

市民協働課の所管に係る事項について説明願う。市民協働課長。

(田村市民協働課長 説明)

ア 市民協働課

・調査事項

1 地域づくりの各地区の現状と推進状況について

・報告事項

1 沼田市第5次男女共同参画計画の策定について

○市民協働課長 調査事項1「地域づくりの各地区の現状と推進状況について」説明する。7月11日開催の本常任委員会において、調査事項、まちづくりの現状についてということで、各地区における地域づくりの直近の状況について、私田村欠席のため、根岸市民部長より説明を申し上げたところであるが、その後の状況について報告をさせていただく。資料については、別紙のカラフルなものであるが、直近の地域づくりに関する各所の情報紙をお示ししたので、御覧いただきたいと思う。まず旧沼田町である。主な活動状況であるが、旧沼田町では、下町地域づくり協議会が活動しており、駅前の旧弘文堂書店を借り上げ、下町の活動拠点とするために役員会議を重ね、改裝作業を行い、10月19日にオープン

イベントを実施し、約100名の参加があった。資料のしたまち新聞を1枚めくるとそのときの写真があるので参考に御覧いただければと思う。また昨年も実施されたが、沼田駅周辺のイルミネーションによるライトアップを今年も実施するとして会議や準備作業を重ね、資料の1ページ目、したまち新聞という表題があるところ、こちらにあるように、今月7日、先日の日曜日より、沼田駅東側のフラワー広場や駅前通り駅西公園のライトアップを実施している。実施期間は来月17日土曜日まで、22時までということで点灯しているので御覧いただきたいと思う。下町の推進状況については以上であるが、旧沼田町の残り15か町については、10月に開催した区長会沼田支部会議において、地域づくりについて説明をさせていただいたところであるが、現在のところ進展はない。

次に利南地区である。主な活動状況であるが、利南地区については、となみらいネットワークという地域づくりの活動組織があり、この組織がイベントを企画し、10月25日に笑顔と未来をつなぐ地域の輪と題し、沼田東中の体育館において沼田東中吹奏楽部の演奏、防災講座、バルーンアートショー、盆踊り、軽スポーツ体験などを実施し、180人余りの参加があった。また10月中旬に利南地区振興協議会と区長会利南支部の合同で、地域づくり推進検討会議を開催し、パートナー協定締結に向けた話し合いを行った。今後の予定であるが、今月18日に地区内団体意見交換会を開催し、意見交換を行う予定である。

次に池田地区である。池田地区では池田地区振興協議会が活動している。主な活動状況であるが、7月と9月に役員をはじめ、地域の方や中学生のボランティアにより、奈良古墳群の環境美化活動として花植えや草むしりを行った。また、例年9月上旬に実施しているIKEA区民フェスについては、大雨の影響で学校の校庭が使えず中止となった。今後の予定であるが、今月19日に地域づくりについての話し合いの場である明日の池田を考える会、通称あすいけというものであるが、これを開催し、今後の活動について話し合う予定である。

次に薄根地区である。薄根地区においては、薄根地区振興協議会が地域運営組織として活動しており、その傘下の各委員会がそれぞれの活動をしている。主な活動状況であるが、9月14日にはスポーツフェスタinうすねが開催され、約170名の方が参加した。内容については、スポーツ協会、うすねニューススポーツクラブ、婦人会、青育連の協力のもと、モルックやカローリングなどのこれらのスポーツ体験、またスタンプラリーによる抽選会やじやんけん大会、うどんの配布などが行われた。10月11日には、地域の課題を解決する薄根小プロジェクトと銘打ち、薄根小体育館に日が当たらない原因となっていた手入れの行き届かない竹林の伐採を行い、それを用いて竹灯籠を作成。石墨棚田のイルミネーションとして展示を行った。竹林伐採には36名、竹灯籠の作成には小学生全児童251名が参加した。また、小学校の放課後子供教室と中学校の部活動地域移行の一環として、地域の人材を斡旋し、わくわくスクールを月に2回実施している。ここでは中学生が小学生の面倒を見るなど、学童保育所に行かない子供たちの見守りの場にもなっている。夏休みにはALTと連携し英語教室も開催した。今後の予定であるが、木質資源活用委員会という委員会主催で、ペレットストーブ展示会を今月20日に開催する予定である。

次に川田地区である。川田地区においては、ふれあいカワダ会が地域運営組織となっているが活動を具体的に検討する組織として明日の川田を考える集いがある。主な活動状況であるが、3か月に2回のペースで会議を行い今後の活動についての話し合いをしているほ

か、卓球教室を毎週水曜日に開催したり、学校行事の補助を行うボランティアを務めたりしている。8月には川田小学校の5年生のかかし作り体験や3年生の大根種まき体験、9月には5年生の稻刈り体験にそれぞれ数名がボランティアを務めた。10月14日には、4、5年生の子持山登山にボランティア7名が同行し、登山指導と安全確保の役を担った。お配りしたかわだコミセン便りというものが2枚目にある。こちらについては、小学校の運動会に合わせてふれあい競技ということで地域の方が参加したということで記載があるので参考に御覧いただきたい。今後の予定であるが、ちょうど本日3年生の大根収穫体験にボランティアを務めると伺っている。また今月17日には卓球教室、クリスマスイベントを実施する予定である。

次に白沢地区である。白沢地区においてはしらさわみらい会が活動している。主な活動状況であるが、8月10日に開催された第2回白沢ふるさと交流会において、ダーツやくじ引き、スーパー ボールすくいなどの出店を行った。また11月2日には文化祭と同時開催で餅つき体験や風船、リンゴ等の配布、動物ふれあいコーナーを開設するなどし、約130名の方が来場された。資料に回覧ということで、餅つき大会イベントを開催しましたという記載のあるものをお示ししている。なお、雨乞山登山や高平における謎解きウォークラリーを企画していたが、クマが多く出没しているため中止とした。

次に利根地区である。利根地区においては、利根地域づくり協議会が活動している。主な活動状況であるが、7月18日に、利根保健センターにおいて利根小中学生64名が、同月23日には、多那小中学校理科室において、多那小中学生34名が参加し、木工や銅板レリーフ製作などのものづくりを体験するワークショップをそれぞれ開催し、地域の方々に指導いただいた。また、同月31日、8月1日の両日には高校生宿題サポートと銘打ち、地元の高校生3人が講師を務め、小学生を対象として、夏休みの宿題を中心とした学習支援及び指導を実施し、両日で20名が参加した。そしてフォトコンテストを開催し、8月1日から10月末までの応募期間中に、合計79点の応募があり、審査により最優秀賞、優秀賞2本、インスタグラム賞を選考し賞品を送った。フォトコンテストの募集内容については利根地域づくり協議会だよりの下の段にお示ししている。10月13日には防災訓練in利根小学校が児童、保護者を対象に行われ、地域づくり協議会も参画し、防災アドバイザーを招いて防災講話を実施した。11月16日には第2回利根寄席を開催し林家なな子さんによる落語会を開催し約80名の方々が楽しんだ。今後の予定であるが、今月24日に冬休みワークショップとして、利根小中学生を対象に、ものづくり等を体験するワークショップを開催する予定である。調査事項1について、説明は以上である。

次に、報告事項1「沼田市第5次男女共同参画計画の策定について」説明する。資料については別冊の資料となる。沼田市男女共同参画計画については、令和3年3月に第4次の計画を策定し、計画の期間を令和3年度から7年度までの5年間として推進してきたが、このたび令和6年度に実施した市民意識アンケートも踏まえ、第5次の計画を策定するものである。本年度については、公募市民や各団体推薦者などで組織する沼田市男女共同参画推進委員会、また庁内の男女共同参画庁内推進会議、ワーキンググループ会議において本計画策定に係る協議を行い、お手元にお示しした、別冊資料の第5次計画案を作成したものである。基本的には第4次計画の内容を踏襲しているが、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市町村基本計画についても、計画に含め一体策定する。計画

案については、今月22日から来月20日までの30日間、パブリックコメントを実施し、それを反映して策定したいと考えている。なお、現在庁内各課に依頼し、最終的な内容の確認作業を進めているところであるが、こちらの常任委員会で説明する都合上、その段階のものを資料として提出させていただいており、パブリックコメントには、本資料に若干手を加えたものを供することとなるので御了承いただきたい。

各委員におかれても、後日でも結構なので、計画案に係る御意見等賜れば幸いである。

説明は以上である。

○委員長 説明が終わった。

調査事項1 「地域づくりの各地区の現状と推進状況について」質疑を行う。質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 それぞれの地区ともかなり活発に活動していると感じるのだが、それぞれの協議会等が発足して以降、こうした活動の参加者の状況とか、活動状況というものがどう変わってきてているのか、把握をされているのであれば、参加者が増えているとか、いろいろな活動ができるようになったとか、そういう状況などについて報告をしていただければと思う。それともう一つは、先ほど課長もおっしゃったが、沼田地区の残り15か町がなかなかまとまらないような状況が続いているが、どういった点が課題となっているのか、まとまらない要因としては何かあるのか、担当課として答えられる範囲で結構なので教えていただければと思う。

○市民協働課長 1点目の地域づくりについて各地区、協議会が立ち上がって以降、変わったことについてであるが、各地区においてそれぞれできる範囲での活動ということはしているが、イベントに偏ってきた印象がある。本来、地域づくりというのは、もう少し福祉的なニュアンスのものが進むことを期待していたが、なかなか取り掛かりにくいというか、今般の一般質問でもあったように、ボランティアのようなものをもっと育成すべきではないかとそんな御意見も出ているが、なかなかそちらには進まずにイベントのほうに偏ってきてしまった印象がある。それとボランティアを中心に進めていくこうということで取り組んで、例えば先ほど申し上げた池田地区の奈良古墳群の草むしりとか、そういうものを手がけてはいるが、主に振興協議会の役員という位置づけになってしまい、広くボランティアを募るというのがなかなか難しいという印象である。先ほど副委員長がおっしゃった参加者増というよりは、どちらかというと、固定的な関わり方が少し傾向としてあるということを反省を含めて感じているところである。

2点目、15か町について、まとまらない要因、原因ということについてであるが、区長さんにお話は聞いたりしているが、自町の運営自体がやはり人口も多く抱えていたり、仕事も忙しかったりで、地域づくりのほうになかなか目が向かないというか、自分の仕事の忙しさのほうが強いというところがあるよう思える。それと下町の場合は3町で密接な関係があったということで、あとはやる気を持っていただいた区長さんがいらっしゃったという偶然も重なって上手くいった印象があるがなかなかそういうつながりがあるところというのが、上町の場合にちょっと乏しいのではという印象がある。要因というのはそういうものを感じているところである。

○副委員長 協議会ができて一定の時間が経過する中で、新しい課題というか、先ほど課長がおっしゃったように、イベントが中心となりつつあって、参加者もそこである程度固

定化されているという一つの課題がだんだん明らかになってきたのではないか。今後本当の意味での地域づくり、いろいろな意味での助け合いというか、地域の中で問題を解決していくような取組というところまではいけないと思うが、今後、新年度に向けて、せっかくそういう組織が立ち上がっているわけであるから、イベントとして私は決して悪いことではないし大いにやっていただければ結構と思うが、イベントの内容を充実させるとともに、そういう地域の課題を解決していく、そういう方向性も持たせていくような活動に向けて、担当課としてどのように考えているのか聞かせていただきたいと思う。それともう一つ、15か町の関係だが、例えば小学校区単位で、小学校だとPTAだとか何かそういった横の連携というのがあるわけで、櫻井先生というわけにはいかないにしても、小学校区単位で講演会なりを開きながら、そういうところから協議組織づくりに向けて検討を始めていったらいいのではないかという感じがするのだが、それも新年度の課題であるが、新年度に向けて何らかの取組などが検討されているのか、あれば聞かせていただければと思う。

○市民協働課長 1つ目であるが、新年度に向けて課題の解決に向けてということであるが、ある元部長に、地域づくりは人づくりというようなことも言われてそうなのだろうなと感じているところである。そういう、できればカリスマのような方がいればいいのであるが、なかなかそれは難しいと思う。興味を持ってくれる方などをなるべくこちらのほうでも発掘して、より広く多くの方に参加いただけるような取組ができたらいいなと考えている。今の路線を大幅に変えることはできないが、その協議会の方たちとも、どのように進めていったらいいかということをよく話し合って、より前に進められるようにと考えている。

2つ目であるが、小学校区単位で連携して講演会をしたらどうかという御提案だと思うが、こういうことも含めて取り組んでいければと考えている。ただ区長会に説明をさせていただいたときに、学校再編が進むので、それを待ってからでいいのではないか、そんな御意見もいただいている。複合的にいろいろ考えるべきところがあると思う。講演会についても前向きに考えて進められればと考えている。

○副委員長 分かった。先ほど言ったように課題も明らかになりつつあるので、新年度の中で、そういう課題を一つ一つ解決できるようにより地域の団体と一緒にになって取り組んでいくことが必要ではないかと思うのと、先ほど課長がおっしゃったが、どこのまちづくりを見に行ってもやはりすごいリーダーがいて、そういうリーダーが引っ張っていくという感じを受けてきた。やはりリーダーづくりというのを新年度に向けて本腰を入れるときが来ているのではないか。イベントはイベントでそういうことをやっていただきながら、そこで人のつながりをつくってさらにそれを広げていけばいいわけであるから、それはそれとして活用しながらも、地域の課題に向けてどう対応していくのかというような、新たな投げかけなどもしながら取り組んでいく必要があるのでないかと思う。新年度に向けて何らかの取組について考えがあれば、聞かせていただきたい。もう1つ、下町だと利南、池田、薄根、川田、白沢、利根でそれぞれ活動をされているが、そういう方々の交流というのは1年間の中で何回かやっているか最後に聞かせていただければと思う。

○市民協働課長 リーダーづくりというか、そういう取組をしたらどうかという御提案だと思うが、なかなかそういう目立つ方を発見するというよりは、本当にいるのかというと

ころもあるが、このままというわけにはいかないと思うので、よりセンサーを敏感にして地域の方からの情報を伺いながらなるべく前に向けて進んでいけるように努力したいと思う。

次に、地域間同士の交流が行われているのかということであるが、こちらから仕掛けて交流ということはやっていない。前に委員会でそういう発表会のようなものをやつたらどうかと御意見が出て検討しますということであったが、今年度については、そういう機会については検討ができない状況であったので今後検討したいと思う。

○委員長 ほかに。高柳委員。

○高柳委員 この地域づくりのきっかけは、さっき健康福祉部でも言ったが、お互いさまのまちづくり事業がきっかけだった。それが地域づくりに変わってきた。間接的にこの地域づくりの組織がものすごく力がついてくれれば、個別課題の解決ができるような組織になるのだろうと思うが、一生懸命担当課がてこ入れして頑張っているが、なかなかまだそこまで至らないというイメージを受けた。それで確認したいのは、例えばコミュニティセンターでやっているものは地域づくりの予算なのかどこから金が出ているのかが一つある。白沢の場合は恐らく、お互いさまのまちづくりなので高齢福祉の包括支援センターに50万円出しているものではないかと思っている。全部ではないが。お互いさまのまちづくり互助会との地域交流企画というのだから、白沢ではそれをベースとして地域づくりをやっているのではないかという予想がされる。ほかはコミュニティセンターが中心なので公民館の生涯学習である。基本的に何か講師を招いてやるようなもの、あれは公民館の元々の事業。それ以外の地域づくりというのも多分あると思う。公民館の仕事として。教育委員会の予算と地域づくり予算で別にあるのか。このニュースだって市民協働課で作っている。その予算の関係はどうなっているのか分かる範囲で教えていただければと思う。

○市民協働課長 生涯学習課予算とお互いさまの予算が来ているのではないかということかと思うが、これはそういうことではない。コミュニティセンターでやっている各種講座については、市民協働課予算として確保してやっているものである。内容的には確かに生涯学習のような中身が非常に多く、趣味の講座のようなものも多い。ただこれは過去に公民館がコミュニティセンターになったときに引継ぎを受け、市民協働課として生涯学習課のような事業を継続してやっているというものである。それとお互いさまの予算のことについては、こちらとすると、それを明確に区分してそっちの事業こっちの事業とやるよりは協力しながらやったほうが効率的ではないかということで、特に白沢は活発な活動がされているので一緒に活動したり、会議を一緒に持ったりとそういうことで協働としてやらせていただいているものである。予算は市民協働課の予算として取り組んでいる。

○高柳委員 なんとなく思い出した。公民館ではなくなつたのだから公民館事業ではない。その分がほぼ同じようなことをするのだとすれば、ほぼ横ずれで予算化していく、今度地域づくりの予算として出たと、だから地域づくりということになったわけである。だから個人の楽しみではなくて、地域づくりのために出すわけである。例とすると下町、本当にゼロからよく立ち上げたなと思っている。2枚目がこれから地域課題の解決になると思う。これはよく端的に出ていると思うが、1枚目は地域づくりである。元気な人が活動する、まちを元気にしましょうと、ここに困り事を持っている人は参加しない。元気な人が出る。裏側は困っている人を助ける装置としてできたのだと思う。コミュニケーションを

盛んにすると高齢者の人たちが認知症になる確率が減ったり、困り事がそこで自然と出て、やってやるよと言つてごみ出しなどを解決できたりする。そういう装置ができたと思っている。だから明確に違う、地域づくりと地域課題の解決というのは。そのところがどうも聞いているほうも、答える当局のほうも区別がよくついていないのでさっき重層的支援体制整備事業を社会福祉課に聞いた。あの図はすごくよくできていたので、市民協働課とよく連携をして地域をつくることと人づくりをして、その後地域課題の解決ができるような組織にするのは別の話だと思っている。要するに嫌だが福祉目的で助けてやらないと困るよねというのが地域課題である。地域づくりはこんなのがあったらいいねということである。それは体力がある人がやらなければ無理である。出来上がったところで困り事相談をするというはあるが、明確に地域づくりと地域課題解決は別だと思っている。行政のほうでそこはちゃんと理解をした上で一緒にやるというは別にいいが、理解されないままさつき言った重層的支援体制整備事業に膨らんだというだけでやっていると介護高齢課に聞いていいのか、市民協働課に聞いていいのか分からなくなってしまう。そこは改めて社会福祉課が本当によくシステムティックに図式で書いていたのでそれを分けながら、さつき副委員長が言っていたように、地域づくり、人づくりに市民協働課は頑張っていただければと思っている。課長の考えがあればお伺いしたいと思う。

○市民協働課長 正直に言うと、私は一緒にたで捉えていた。できれば地域課題というものとして、話合いの中で付箋を貼つて出てきたいろいろについては、やはり来てくださる方は当然動ける人ばかりで、その人の目線での課題ということだったが、例えば活気がないとか、町に華やかさに欠けるとか、これが不便であるとか、スーパーがないとか、ありとあらゆる自分が不満に思っているところを挙げていただいたので、そういう意味では、地域づくりの話合いで出た御意見というのは、高柳委員がおっしゃった福祉的なニュアンスのものまで含めて課題として捉えてどうしていこうかという話合いがあったので一緒に私は受けとめて、ちょっと大変なことになったなどそんなイメージではいたが、こういう協議会の活動が活発になれば、徐々にそういうことまでどうしていこうかというのが派生してくるということを期待していいのかなとそんなイメージでいた。当然市の組織は細分化されているので、お互い別々の目標のもとに計画を立てて推進するというのは当然であるが、ちょっと重なる部分も出てしまうのは致し方ないというイメージでいたので、高柳委員がおっしゃった1ページ目と2ページ目の比率とすると、半々ではないのかなと、どちらかというと、六、四とか七、三とかそういうイメージでもいいのかなと考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、報告事項1「沼田市第5次男女共同参画計画の策定について」質疑を行う。質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 中身はまだよく読んではいないのだが、範となる沼田市役所の中での男女平等というところで、分かりやすいのは、意思決定場面に参加する管理職の女性の割合というのがやはり上がらないので、努力しているのであればどんなことをしているのか伺いたいと思う。

○市民協働課長 資料の14ページを御覧いただくと、現行計画の第4次の目標指標の達成状況ということで、真ん中辺に管理職のうち女性の割合ということで、令和6年度で15.

4%と記載してあるが、今後どうするかというのは第5次の計画になる。46ページを御覧いただきたい。今後語句の修正等で少し表現が変わるが職員課で人材育成に関しては担当しているので人材育成に努めるということで具体的には取り組むということである。

○高柳委員 分かった。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で市民協働課を終了する。

#### (5) 今後の日程について

○委員長 次に、次第(5)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の説明のとおりでよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 事務局の提案のとおりとする。以上で市民部各課の所管事項報告・調査事項説明を終わる。

(市民部 退室)

#### (4) 市民部及び健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第(4)市民部及び健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を行う。まず、市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を行う。発言はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上で市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

次に、健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を行う。発言はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### (5) 今後の日程について

○委員長 次に、(5)今後の日程について、イ 今後のスケジュールについて事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

#### (6) その他

○委員長 次第(6)その他について、委員から何かあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 休憩する。

(休憩 午前11時46分から午前11時53分まで)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。

それでは、議案第78号の審査結果について、委員長報告を確認する。事務局に朗読させる。

(事務局書記 朗読)

○委員長 朗読が終わった。意見はあるか。副委員長。

○副委員長 基本的にはこれでいいと思う。先ほど委員長がおっしゃった懸念されるという意見があったことを書いてあるが、委員会として皆さんの合意が得られるのであれば、事業者や保育士に負担にならないように行政として連携して取り組んでいくということを要望すると意見を付けてもいいのではないかと思う。

○委員長 ほかに。高柳委員。

○高柳委員 基本的に副委員長の意見に賛同する。審査の過程で各委員からは、子育て在宅支援の一環であると、これはよいことだということである。だから、子育て在宅支援の一環として評価できる、あとは心配事である。事業者、それから保育士の労働条件をしっかりと担保する。私の言葉で言わせてもらえば最低基準ということが書いてあって、それを守るのは保育園だけではなくて市がしっかりと財政支援、相談体制を設けなければいけないと思う。国で決まったからあとは事業者が頑張ればいいということではなくて、市がやはりしっかりと応援してやるということを一部入れたほうがいいと思う。話の順序立てとして評価する一方、懸念がある。だからその懸念材料を払拭するためにも、市が財政的支援も含めてバックアップをするということが大事ではないかと思う。あとは委員長に一任する。

○委員長 皆さんの意向を受けて、私と副委員長で調整し、委員長報告の確認をラインワークスでお願いすることによろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、委員長報告を確認し、10日に報告する。以上で本日の委員会を終了する。

(正午 終了)